

石 卷 ガ ス 小 売 供 給 選 択 約 款
家庭用コージェネレーションシステム契約
(ファ ミ リ ー エ コ 料 金)

2026（令和 8）年 10 月 1 日

石巻ガス株式会社

目 次

1. 実施及び適用.....	1
2. 選択約款の変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件.....	2
5. 契約の締結及び契約期間.....	2
6. 使用量の算定.....	2
7. 料 金.....	2
8. 単位料金の調整.....	3
9. 設置の確認.....	3
10. その他.....	3
附 則.....	4
1. この選択約款の実施期日.....	4
2. この選択約款の揭示.....	4
(別 表).....	5
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法.....	5
2. 料金表.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

石巻ガス小売供給選択約款（家庭用コージェネレーションシステム契約）

1. 実施及び適用

- （１）この石巻ガス小売供給選択約款（以下、「選択約款」といいます。）は、当社が行う小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- （２）この選択約款は、４の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。
- （３）この選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

2. 選択約款の変更

- （１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件及びお客さまへの通知等については、石巻ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）２の規定によるものとします。
- （２）当社は、小売約款を変更した場合には、小売約款２の規定によりこの選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- （１）家庭用コージェネレーションシステム
ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システムをいいます。
- （２）居室
居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- （３）専用住宅
居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分がない住宅をいいます。
- （４）併用住宅
店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- （５）消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- （６）消費税率
消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては１０パーセントといたします。
- （７）単位料金
８に定める基準単位料金（税込）又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款の適用条件は、次のとおりといたします。

ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等の定格発電出力（機器容量）が 5 kw 未満の家庭用コージェネレーションシステムを専用住宅又は併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合に居住部分で使用する需要で、お客さまがこの選択約款の契約を希望されること。

5. 契約の締結及び契約期間

- （１）この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- （２）お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により当社へ申し込んでいただきます。
- （３）契約期間は、次のとおりといたします。
 - ① 契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下、「使用開始日」といいます）以前の場合は、使用開始日からその翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約期間満了日以前にお客さま又は当社から別段の意思表示がない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後も同様といたします。
- （４）当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は小売約款に定める契約又は他の選択約款への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（（５）において同じ）。
- （５）当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款（小売約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- （６）当社は、お客さまが当社（導管部門を含みます。）とその他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、小売約款 1 8 の規定により算定いたします。

7. 料 金

- （１）お客さまがお支払いいただく料金は、小売約款 2 2 （２）に定める早収料金、又は小売約款 2 2 （９）に定める遅収料金のいずれかになります。

- (2) 当社は、別表2の料金表(税込)を適用して、早収料金を算定いたします。
- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日(新たにガスの使用を開始した場合は、初回検針日を含みます。)とし、初回定例検針日までの期間については小売約款の料金表にもとづき料金を算定します。ただし、当社の他の選択約款にもとづく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、従前の選択約款の料金表にもとづき料金を算定します。

8. 単位料金の調整

単位料金の調整は、小売約款23の規定により算定いたします。

9. 設置の確認

- (1) 当社は、家庭用コージェネレーションシステムが設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅へ立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、又はこの選択約款を解約し解約日以降小売約款を適用いたします。
- (2) 家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、家庭用コージェネレーションシステムを取り外した場合は、この選択約款を解約したものと同みなします。
- (3) (1)又は(2)に基づく解約日は、4に定める適用条件を満たさなくなった事が明らかになった日以降最初の定例検針日といたします。

10. その他

この選択約款に定めがない事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成 29 年 4 月 1 日から実施いたします。

この選択約款は、平成 29 年 6 月 15 日から実施いたします。

この選択約款は、令和元年 10 月 1 日から実施いたします。

この選択約款は、令和 2 年 2 月 1 日から実施いたします。

この選択約款は、令和 5 年 8 月 1 日から実施いたします。

この選択約款は、令和 8 年 10 月 1 日から実施いたします。

2. この選択約款の揭示

当社は、この選択約款を、当社ホームページ及び営業所等において揭示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税込）と従量料金の合計といたします。従量料金は、別表2の料金表の基準単位料金又（税込）は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定します。
- (2) 調整単位料金の適用基準は小売約款別表第6の2（2）のとおりといたします。
- (3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。

① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

2. 料金表

(1) 基本料金

1 か月につき	3,586. ⁰⁰ 円（税込）
	3,260. ⁰⁰ 円（税抜）

(2) 基準単位料金

1 立法メートルにつき	196. ⁹² 円（税込）
	179. ⁰² 円（税抜）

(3) 調整単位料金

- (2) の基準単位料金（税込）をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。